

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資磨

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 七二五二（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、<u>令和六年</u>三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 七二五二（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、<u>令和三年</u>三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 25 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要等

1 改正の趣旨

がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 4 年厚生労働省告示第 371 号）において、則第 12 条の 5 第 1 項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 38 条の 4 に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたものと定められている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）により、リスクアセスメント対象物の範囲が、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと改正されることから、本告示により、がん原性物質の範囲について、「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分されたものに変更を行ったものであること。

2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 その他

本告示適用後のがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 2 月 1 9 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和 6 年 11 月 7 日から令和 6 年 12 月 6 日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計 7 件の御意見をいただき、うち 6 件は本件に関する御意見、残り 1 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【対象物質リストについて】 ・本告示改正後のがん原性物質の物質名、C A S 番号及び裾切値のリストを公表してほしい。 ・対象物質リストについて、本告示で追加されるがん原性物質を、すでに指定されているがん原性物質とは別に示してほしい。	がん原性物質の物質名及び C A S 番号等については、厚生労働省ホームページ（職場のあんぜんサイト）に掲載しており、改正後の物質についても改正箇所が分かる形で掲載する予定です。また、裾切値の一覧についても、厚生労働省のホームページ（同上）で掲載する予定です。
2	【対象物質について】 本告示改正の対象物質が書かれていないため何が追加されるのか分からない。	今回対象となるがん原性物質のリストについては、厚生労働省のホームページ（職場のあんぜんサイト）で公表する予定です。 がん原性物質は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 12 条の 5 に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国による化学物質の危険性及び有害性の分類の結果、発がん性区分 1（区分 1 A 又は区分 1 B を含む。）に該当する物です。各物質の国による化学物質の危険性及び有害性の分類結果については、毎年、（独）製品

		評価技術基盤機構（N I T E）のホームページにおいて公表しています。
3	【特別管理物質と裾切値について】 スチレン 0.5%を含有する場合、1%未満なので特定化学物質障害予防規則には該当しないが、がん原性物質による記録の保存の対象からも外れます。記録の保存は必要ですか。	スチレンは、がん原性物質の対象ではありませんが、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の対象となっています。ですが、特化則の特別管理物質が裾切値未満の場合には、特化則に基づく作業の記録の保存は必要ありません。
4	【適用日について】 本告示改正により新たに追加となるがん原性物質について、作業記録保存の開始日は法令適用日以降であり、適用日より遡っての記録保存は不要の考えでよいのか。	新たにがん原性物質となる物質の作業記録の 30 年保存は、本告示の適用日以降の作業等について必要になります。
5	【施行時期について】 毎年対象物質が増えると製造加工会社の場合、材料点数の多さ、工場使用時、加工品の安全性、販売先への通達、説明などに対する時間及びコスト負担が大きい。 また、川上企業からの情報を得てからの対応となるため、川下側である企業の弊社では情報収集に時間がかかる。 更に他の法令改正（J I S、ラベル表示・S D S 交付等の義務対象物質追加など）も対応する中で、対応毎に容器の廃棄が発生しコスト、環境負荷が発生する。 少なくともラベル表示及びS D S 交付等に関する国内告示に関しては、規制時期を統一し、数年分まとめて公開するとともに、猶予期間を長く設定するなど計画的に実施していただきたい。また、計画的に実施できることでS D S 作成システムの更新も容易になり適切な管理を実施することにつながる。 がん原性物質と合わせて濃度基準値、ラベル表示・S D S 交付等の義務対象物質追加、J I S 改正など関連法規制を同時に実施していただき（数年分まとめて物	化学物質管理については、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、労働安全衛生法令の安衛法体系の抜本的な見直しが行われ令和 4 年以降順次施行されているところです。これにより、化学物質の危険性又は有害性の情報を確実に伝達し、その情報に基づきリスクアセスメントを的確に実施することが一層重要になっているところです。当該危険性又は有害性の情報に関しては、毎年、最新の知見等によりG H S 分類（再分類を含む。）を行っており、がん原性物質等の義務対象についても、当該分類結果に基づき、速やかに見直していく必要があります。 なお、施行に当たっては、事業者がS D S の改訂に要する期間を考慮し、本改正に係るパブリックコメント開始日（令和 6 年 11 月 7 日）から改正告示の適用日（令和 9 年 4 月 1 日）までに約 2 年強の準備期間を設けています。また、適用日については、本改正案と同様の期間にパブリックコメントを行っている「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」等によるラベル表

	質を追加)、公布から施行までの猶予期間を３年以上に設定して頂きたい。	示・ＳＤＳ交付等の義務対象物質の追加等の施行日に合わせることをしています。
--	------------------------------------	---------------------------------------

- 本告示案とは直接関係の無い御意見として、濃度基準値設定物質の該当の有無に関する御質問がありました。